## 令和5年度個人情報保護委員会活動方針(概要)

令和5年3月 個人情報保護委員会

令和5年度において、委員会が、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報保護制度に係る政策の総合調整や監視・監督の 役割を適切に果たすことにより、個人の権利利益を保護し、ひいては国民の安心・安全が確保されるよう、委員会が取り組むべき活動に ついて整理するとともに、国民から信頼される委員会を目指して、当該活動の方向性を広く国民に示すため、本方針を定めるものである。

### I 基本的な考え方

### > 個人情報保護法関係

- 令和5年4月の令和3年改正法の全面施行に伴い、地方公共団体等についても、個人情報保護法により全国共通のルールが 適用されることとなる。こうした所掌事務の拡大に対応するため、引き続き委員会の体制強化と更なる専門性の向上を図るとともに、 官民や地域の枠を越え、さらには国境を越えたデータ流通や社会全体のデジタル化に対応した個人の権利利益の保護の要請に対 応する。
- 個人情報等の適正な取扱いを確保するため、国内外の事業者に対して適切かつ効率的・効果的な監督を行うとともに、行政機関等に対し積極的な調査を行い効果的な監視を行う。また、事業者及び行政機関等に対し、安全管理措置等に関する周知広報に積極的に取り組む。

### > マイナンバー法関係

- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、適切かつ効率的・効果的な監視・監督を行う。
- 特定個人情報保護評価について、引き続きマイナンバー法の趣旨と規定に則った運用を行うほか、次回の特定個人情報保護評価 指針の見直しに向けて準備を進める。
- 独自利用事務の情報連携について、その活用促進に資する取組を引き続き積極的に行う。

#### ▶ 国際協力

○ 日本がG 7 ホスト国となる令和 5 年は特に政府全体として信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)を推進している。こうした 状況を踏まえ、DFFT推進の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築、国際動向の把握と情報発 信、国境を越えた執行協力体制の強化を進めていく。

## Ⅱ 具体的な取組

## > 個人情報保護法関係

- 1. 令和2年改正法の円滑かつ適切な施行及び運用に関する取組等
- 引き続き国民等に幅広く周知広報を行う。
- 次期の個人情報保護法の見直しに向け、令和 2 年改正法等の施行状況や 国内外の個人情報保護等に関連する動向調査を行う。
- 2. 令和3年改正法の円滑かつ適切な施行及び運用に関する取組
- 令和4年4月施行の行政機関等に係る規律等や令和5年4月施行の地方 公共団体等に係る規律について、これらの主体において個人情報の適正な取扱 いが確保されるよう、各主体に対する助言や照会への回答、周知広報等を通じ、 幅広い支援を引き続き行う。
  - 3. 監視·監督活動
- ○漏えい等事案の報告に対して、発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、 機動的に必要な指導・助言、勧告等の法執行を行うほか、必要に応じて注意喚 起等を行う。
- 行政機関等に対しては、上記に加え、計画的な実地調査等を行うほか、全ての 行政機関等に対し施行状況調査を実施する。これらの調査を踏まえて、必要な 場合には、指導・助言、勧告等を行う。
  - 4. 個人情報等の利活用
- 個人情報等の適正な利活用方法について積極的に情報発信し、個人の権利 利益の保護の要請と事業者における個人情報等の利活用の要請を両立させる。
- 高度デジタル技術による個人情報等の取扱いについて、国内外の法制度、技術 動向等の実態に関する調査を行う。

# > 共通事項

- 1. 個別の政策分野における関係府省との連携
- 各府省が実施する個人情報等及び特定個人 情報の取扱いに係る施策について、関係府省 への助言等、必要な対応を行う。
- 2. 国民からの相談・苦情等への対応
- 個人情報等の取扱いに関する苦情が寄せられた場合は、必要に応じてあっせんを行う。
- A I を活用したチャットボットサービスを運用 し、国民の利便性の向上を図る。

- > マイナンバー法関係
  - 1. 監視·監督活動
  - 行政機関、独立行政法人等に対して、定期的な検査を実施する。
  - 地方公共団体等に対して、過去の漏えい等事案の有無等を勘案の上、効率的に検査を実施するほか、定期報告を受け、安全管理措置の実施状況等を把握する。
    - 2. 特定個人情報保護評価
  - 次回の評価指針の見直しにおいて、より効率的かつ効果的に保護評価を実施できるよう検討を進める。
    - 3. 独自利用事務の情報連携
  - 独自利用事務の情報連携の活用促進のために様々な方策を講じる。

### > 国際協力

- 1. DFFT推進の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築
- 個人データの越境移転について、異なる法制度や国際枠組みが共存し、相互運用 性のある国際環境の構築を目指す。
  - 2. 国際動向の把握と情報発信
- 各国機関や専門家とのネットワークの構築・発展を目指すとともに、技術革新や社会 的課題等への対応について、各国と共有を図りつつ、我が国の政策立案に活かす。
  - 3. 国境を越えた執行協力体制の強化
- 個別の執行事案について、関係各国・機関等との連携を推進し、各国からの協力が必要な時に得られるような協力関係を強化する。
  - 3. 広報・啓発活動 4. 人材の育成・確保
  - 行政機関、独立行政法人等○ 多様な人材の活用と育成や地方公共団体に対しては、のため、委員会内外の個人情報の適正な取扱いのための研修を実施する。○ 多様な人材の活用と育成のため、委員会内外の有人な機会を通じて人材をの研修を実施する。

2

国からの協力が